

平成31年度 志摩市外国人観光客おもてなし推進事業補助金 平成31年4月1日 (志摩市観光商工課)

○志摩市では、訪日外国人観光客に対するおもてなし力の向上を目的に、多言語化やWi-Fi環境の整備等の受入環境の整備等にかかる経費の一部を負担する補助を行っています。

以下の a～c をすべて満たすこと

補助対象者

- a 市内において外国人観光客の受入れを行っている、または受入れを行おうとしていること
 - b 飲食施設、宿泊施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号の営業に供する施設は除く。）、土産品販売店又は観光施設において営業等を行っている者及び交通事業者であること
 - c 市税を滞納していないこと
- ※他団体（三重県等）の補助金を既に受けている、または受けようとしている場合は、当該事業に対する補助金は申請対象外

- 対象事業及び対象経費
※（）内は上限
- ①多言語化整備事業（20万円）
メニュー・HP・パンフレット等の多言語化整備にかかる印刷製本費、翻訳費、委託料、工事請負費、消耗品費
 - ②Wi-Fi利用環境整備事業（20万円）
Wi-Fi利用環境の整備にかかる工事請負費、備品購入費
 - ③消費税免税店開設準備事業（10万円）
消費税免税店としての体制整備にかかる備品購入費、消耗品費、手数料
 - ④研修会等開催事業（10万円）
講習会・研修会等の実施にかかる報償費、会場借上料
 - ⑤海外セールス事業（5万円）
三重県・志摩市等が主催するセールス活動にかかる旅費（国外を最低1区間含む航空運賃及び国外での宿泊代に限る）
- ※①～③の事業は、店内における施設並びに商品及び役務等に関して多言語に対応した利用の案内を既に整備している場合においてこれらの事業を実施する場合又は店内案内の整備とこれらの事業とを同時に整備する場合に限る
- ※1の年度において、1の事業所につき上限20万円まで申請が可能
- ※複数の事業所をお持ちの場合、それぞれの事業所が申請可能（合わせて上限50万円）

平成32年2月28日（金）

募集締め切り

- ※ただし予算に達した時点で募集終了
- ※実績報告書を平成32年3月31日（火）までに提出できるものに限る

補助率

補助対象事業経費の2分の1

担当： 志摩市 産業振興部 観光商工課 井上・刑部・森本 TEL 0599-44-0005 FAX 0599-44-5262